

令和5年度低所得者支援給付金のご案内

次のいずれかに該当する場合、給付金を支給します。

支給対象

- ① **基準日(令和5年12月1日)**において、本市に住民登録があり、**令和5年度住民税均等割課税者(※1)**を含み、**所得割課税者を含まない世帯**。

(※1)納税通知書等に記載されている所得割の金額が0円で**均等割の5,300円(市民税3,500円、府民税1,800円)のみ課税(本市の場合)**されている方です。

※ 住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている方のみで構成されている世帯の場合は**対象外**です。

- ② 令和5年度**住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯**に扶養されている同一世帯の**18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童**。

※ 別世帯に扶養している生計が同一である児童及び令和5年12月2日から令和6年5月31日までに出生された児童も**対象**となります。

(令和6年5月中の出生により、申請期限までの申請に間に合わない場合はご相談ください。)

給付金の支給額

- | | | |
|----------------|--------|--------------|
| ① 住民税均等割のみ課税世帯 | 1世帯当たり | 10 万円 |
| ② 18歳以下の児童 | 1人当たり | 5 万円 |

申請の有無

- ①②いずれも「**支給要件確認書**」が届いた場合

確認書の提出が必要

受付期間:令和6年2月16日(金)～令和6年5月31日(金) (消印有効)

詳しくは裏面をご覧ください

裏面に続きます。必ず確認してください。

手続きについて

「支給要件確認書」が届いた場合

1. 本市から届いた「支給要件確認書」の内容を確認してください。
2. 必要事項を記入し、**確認書と必要書類を令和6年5月**

31日(金)(消印有効)までに返送してください。

※ 期限までに申請のない場合は支給できません。

※ 支給要件に該当するにも関わらず、「支給要件確認書」が届かない場合は下記までお問い合わせください。

給付金の支給時期

令和6年2月22日(木)以降、順次振込みます。

※ 申請が集中する時期は遅れる場合があります。

※ 振込日が決まり次第、個別に通知します。

その他、詳しくは、市ホームページをご覧ください。
QRコードからご覧いただけます。

対象①



対象②



！ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)に連絡してください。



お問い合わせ先

寝屋川市低所得者支援給付金担当

〒572-0831 寝屋川市豊野町15番10号

寝屋川市役所別館 1階

 **072-800-4860**

受付時間：午前9時～午後5時30分 (土日祝を除く)

